

東御市公式ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東御市広告掲載要綱（平成19年東御市告示第13号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、東御市が運営する公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 ホームページ等に掲載することができる広告は、要綱第3条及び東御市広告掲載基準に規定するもののほか、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の掲載場所及び規格等)

第3条 広告の掲載場所は別表のとおりとし、広告の規格及び位置等はホームページ等の運営を妨げない範囲で市長が別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、1月又は1年を単位とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定し、又は延長することができるものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、東御市公式ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)及び広告案の原稿(以下「申込書等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 広告案の原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込書等を受理したときは、要綱第5条に規定する東御市広告審査委員会で内容を審査し、掲載の可否を決定するとともに、東御市公式ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(事前協議)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告を掲載する前に、広告の内容、デザイン等に関して市長と事前協議しなければならない。

(広告料)

第8条 広告料は、別表のとおりとする。

(広告料の納入)

第9条 広告主は、請求のあった日から市長が指定する日までに広告料を全額納入しなければならない。

(広告主の責務等)

第10条 広告の内容、デザイン等に関する一切の責任及び費用は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(広告掲載決定の取り消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに広告料の納入がないとき。
- (2) 第7条に規定する事前協議がないとき。
- (3) ホームページ等の更改及び障害等により広告を掲載することができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと市長が認めるとき。

(広告料の還付等)

第12条 市長は、前条の規定により決定を取り消したときは、別に定めるところにより広告料を還付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2号及び第4号の規定により決定を取り消したときは、広告料を還付しないことができる。

3 第6条の規定により決定を受けた掲載期間中、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、掲載ができなかった日数に応じて当該決定の広告掲載期間を延長するものとする。ただし、延長することが困難なときは、市長が別に定めるところにより広告料を還付するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。